

# 平成24年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会会議録

平成24年6月27日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 平成24年6月27日(水)午後2時00分 開会

1. 平成24年6月27日(水)午後2時40分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 鎌田 正	2番 杉沢千恵子	3番 佐藤峯夫	4番 高橋 猛
5番 渡邊秀俊	6番 橋本五郎	7番 伊藤邦彦	8番 伊藤福章
9番 佐藤芳雄	10番 橋村 誠	11番 田口喜義	12番 澁谷俊二
13番 大山利吉	14番 千葉 健	15番 青柳宗五郎	16番 熊谷隆一
計 16名			

1. 欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 門脇光浩	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	監査委員 深澤廣	消防長 伊藤和美
消防次長 菅原達美	大曲消防署長 佐々木浩	角館消防署長 田口智大
消防本部総務課長 三浦肇	角間川更生園長 榎尾正義	
介護保険事務所長 藤井直樹	管理課長 堂本義則	角間川更生園参事 久米勇太郎
管理課主幹 久米 正	管理課主査 奈良ルミ子	管理課主査 九島芳謙

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 奈良ルミ子

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 報告第1号 専決処分報告について

(平成23年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第4号))

(2) 議案第13号 大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第14号 財産の取得について(高規格救急自動車)

(4) 議案第15号 財産の取得について(CD-型消防ポンプ自動車)

(5) 議案第16号 財産の取得について(災害対応特殊消防ポンプ自動車)

(6) 議案第17号 平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)

(7) 議案第18号 平成24年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)

(8) 議案第19号 平成24年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)

議 長 (鎌田正君)

これより平成24年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

管理者から招集のあいさつがあります。管理者。

管理者 (栗林次美君)

はい。

本日、平成24年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、補正予算の専決処分報告1件、条例案1件、財産の取得に関する単行案3件、補正予算3件の合計8件であります。

専決処分させていただいた補正予算につきましては、介護保険システム改修事業の平成23年度内完了が困難となったことから、繰越明許の手続きをとらせていただいたものであります。

この後、各案件につきまして事務局に説明させますが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況について若干ご報告させていただきたいと存じます。

消防関係についてであります。はじめに、4月11日に発生しました角館消防署中仙分署の救急車追突事故について、ご報告とお詫びを申し上げます。この追突事故は、患者を搬送中、大仙市四ツ屋字上前村地内におきまして、救急車を運転していた50歳代の職員が、突然の体調不良から意識がもうろうとなったため、近くの駐車場に危険回避しようとして停車中の乗用車に追突したものであります。幸い、この追突事故による搬送患者の容体悪化や怪我人はなく、その後、大曲救急隊により病院へ搬送されております。昨年12月に行った健康診断の結果では、業務遂行上全く問題ないと産業医から報告を受けており、事故当日も普段と変わりなく業務を行っていたものであります。

事故後直ちに全職員に対し消防業務の特殊性を再認識し、非番には十分休養をとるとともに、体調に不安のある職員は、早期に医療機関で受診するよう指導徹底したところであります。

この追突事故に関しましては、議員の皆様をはじめ、圏域住民の皆様には消防業務に対する不安を与えたことについて深くお詫びを申し上げます。

次に、4月3日から4日にかけて被害をもたらした爆弾低気圧における消防活動についてご報告いたします。

3日午後9時頃より風が強くなり、4日午前2時過ぎ、消防本部の観測で瞬間最大風速39メートルと猛烈な風を観測しております。その後、長時間風が吹き荒れたため、建物の倒壊やトタンの剥離等で助けを求める119番通報が相次ぎ、その数は1

97件に上っております。

3日から警戒態勢をとっていた消防本部では、4日未明から全員を招集して警戒活動とトタン剥離等に伴います危険排除活動を延べ138件行っております。

次に、山菜採りによる行方不明者の搜索活動についてご報告いたします。

毎年6月には、山菜採りによる行方不明者が多数発生し、当広域消防本部では地元警察署の要請に応え搜索活動に当たっております。活動件数は例年10件程度に上りますが、本年はこれまで搜索活動場所で申しますと、仙北市5件、大仙市1件の合わせて6件発生しております。

このうち2件の事案は、警察官はもとより、市職員や消防職員、さらに地元消防団員など多数の関係者が合同で搜索活動を行い無事保護いたしました。残念ながら大仙市民1名、仙北市民1名、美郷町民1名、秋田市民1名の4名の方については、未だ発見されていない状況であります。

次に事業関係について申し上げます。

今年度予定しております西仙北分署配備の消防ポンプ自動車及び角館消防署配備の災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入についてであります。去る6月7日に6社による指名競争入札を行っております。

また、協和分署配備の高規格救急自動車の購入につきましては、当広域消防における高規格救急自動車の配備体制を勘案して、車種をトヨタ車に限定したところ、県内に取扱業者が1社しかないことから、随意契約の方法により去る6月7日にこの業者から見積徴取を行っております。

これらの車両購入に係る予定価格が、議会の議決が必要な額を超えているため、本日の臨時議会に財産の取得に係る単行案として上程させていただいておりますので、よろしくご審議をお願いを申し上げます。

次に、消防救急無線のデジタル化整備事業についてであります。今年度は、昨年度実施した基本設計をもとに実施設計を行うこととしており、去る6月7日に4社による指名競争入札を行い、基本設計業務を施行した同じ業者の、山形県村山市所在の株式会社三和技術コンサルタントが1千879万5千円で落札しております。

次に、本年度の消防職員採用試験についてであります。構成市町の7月1日号広報や、広域ホームページでもお知らせいたしますが、9月2日に大仙市ふれあい体育館を会場として一次試験を実施いたします。募集期間は7月2日から8月1日までの1か月間とし、昨年度までの上級、初級、初級救急救命士に加え、今年度から救急救命士職務経験者区分を設け、合わせて10名程度を採用する予定であります。

次に、斎場関係について申し上げます。

去る3月25日に、都市計画決定上、移転改築事業に関する意見を募るための住民説明会を開催したところ、建設用地付近の住民を中心に6名が参加し、公害対策について若干の質問がありましたが反対意見等はなく、了解をいただいております。

また、6月8日には大仙市都市管理課による都市計画変更の原案公表に係る住民説

明会を開催しております。この後、7月に開催される都市計画審議会を経て、8月1日は都市計画変更の決定及び告示がなされる見込みであり、当初の計画通り順調に推移しております。

また、5月には指名型簡易プロポーザル方式による火葬炉設備納入業者の選定を行い、議員各位には取り急ぎ通知でお知らせしておりますが、5月31日付で新潟市に本社を置く「富士建設工業株式会社」が選定されております。

6月4日には、建設用地の地形・路線・用地測量業務委託に係る指名競争入札を行い、大仙市大曲住吉町の「株式会社風間設計」が落札し、6月6日から8月31日までの期間で契約を締結しております。

また、建屋部分の基本設計業務につきましては、11業者を指名して、2社又は3社の共同企業体を結成しての指名型簡易プロポーザル方式により業者の選定を行うこととしており、プロポーザル提案書の提出を要請したところであります。

なお、本臨時会終了後、議員全員協議会を開催していただき、ただいま申し上げました「中央斎場移転改築事業」の進捗状況の詳細についてご報告申し上げたいと存じますので、よろしく願いいたします。

次に、角間川更生園について申し上げます。

同園は県の指定を受け、本年4月1日より「障害者自立支援法」に基づき、知的障害者入所更生施設から障害者支援施設に移行し運営しております。

移行前には保護者への説明会を行い、3月には利用者との契約もスムーズに行われ、日中活動である「生活介護」と夜間の居住施設としての「施設入所支援サービス」を問題なく展開していると報告を受けております。

移行後の職員の勤務体制につきましては、2月開催の議会定例会においてご説明申し上げましたが、新たに6名の臨時支援員を採用し、宿直勤務から夜間勤務への変更に係る対応や日中活動の支援員の確保、また、入浴時の安全確保等、利用者へのサービス低下を招かぬよう努めているところであります。

当園は平成25年度から、社会福祉法人水交会に事業を移行し、法人化する計画であります。

先般、水交会理事会が開催され事業移譲に係る協議を進めることについて承認をいただいたところであり、この後、土地・建物の登記登録や保護者の皆様への説明など諸手続を進めていく予定であります。

最後に、介護保険について申し上げます。

平成24年3月分データによる現況であります。管内65才以上の第1号被保険者は、4万4千644人、要介護認定者数が8千879人、サービス利用者数が7千374人であり、前年同期比で第1号被保険者が238人、率にして0.5%の増、介護認定者が434人、率にして5.1%の増、サービス利用者が391人、率にして5.6%の増となっており、この結果、第1号被保険者の認定率は19%から19.9%へ、そのうちサービス利用者の割合は、82.7%から83.1%へそれぞれ上

昇しております。

また、本年4月より第5期の計画期間に入っており、保険料につきましては、制度導入以来最高となる月額1千300円の引上げで、5千880円の基準額となりました。住民の皆様に対しましては、お手元に配布しております「わかりやすい利用ガイド」を新たに作成しており、構成2市1町の7月1日号の広報紙と一緒に全戸配布させていただくとともに、7月上旬に予定している平成24年度介護保険料決定通知の送付の際には、基準額の改正理由やよくある質問と回答等、Q & A方式の解説文章を同封し、ご理解を得られるようにしてまいりたいと考えております。

次に、管内にある訪問介護事業所が、県による実地指導の際、不正請求等が疑われ、その後の監査の結果、事業所指定取消の処分を受けております。取消になる事業所は、大仙市高梨字水里にあります訪問介護事業所「いきいきケアセンター」であります。取消理由は、訪問介護計画の未作成等による運営基準違反や実際に訪問介護サービスを提供していない介護報酬を不正に請求し、受領した等の不正請求、また、監査時の質問に対する虚偽答弁によるもので、指定取消年月日は平成24年7月10日であります。

現在介護保険事務所では、当事業所の訪問介護を利用している施設入所者にサービス提供が滞ることのないよう、事業者間の指導及び調整を行っているところであります。

なお、詳細につきましては、この後の議員全員協議会においてご報告申し上げたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上、招集のあいさつ並びに諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、招集のあいさつと諸般の報告とさせていただきます。

議 長 (鎌田正君)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は日程第1号をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、10番、橋村誠君、11番、田口喜義君、12番、澁谷俊二君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」をいたします。

「平成23年度 大曲仙北広域市町村圏組合繰越明許費繰越計算書」が管理者から、

「平成23年度 例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これらを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第4「報告第1号 専決処分報告について（平成23年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長（堂本義則君）

はい、議長。

議長（鎌田正君）

はい、堂本管理課長

管理課長（堂本義則君）

「報告第1号 専決処分報告について」をご説明申し上げます。

本件は、平成23年度介護保険特別会計予算において、介護保険システム改修事業の年度内完了が困難となったことから、繰越明許費の設定が必要となり、係る予算の専決処分について報告するものであります。

平成23年6月に、本年4月からの介護サービス基盤強化のため、改正介護保険法が成立しており、2月22日開催の第1回議会定例会においてシステム改修に係る予算の補正を承認していただいております。

しかし、国からの改正内容に関する公示が遅くなったことから、改修の着手も遅れたものであります。

このため、事業委託業者より契約変更の申出があり、3月31日付で735万円の繰越明許費予算を専決処分させていただいたものであります。

なお、今月末には作業が完了する見込みであります。

以上、報告第1号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（鎌田正君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。

これより「報告第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5「議案第13号 大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (鎌田正君)

はい、堂本管理課長

管理課長 (堂本義則君)

「議案第13号 大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

消防法上の危険物を貯蔵し又は取り扱う施設や、周囲の住民等の安全確保のためには、火災危険性を有するおそれのある物質について、必要に応じて危険物として規制をする必要があります。

今般、主に酸素系漂白剤として一般家庭向けに市販されている漂白剤や除菌剤、消臭剤等に含まれる「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」が新たに危険物第1類に追加されたことに伴い、平成24年7月1日以降、指定数量以上の当該危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合等は消防法で、指定数量の5分の1以上指定数量未満は火災予防条例で規制することになっております。

新たに規制を受ける方の経済的負担等を軽減するため、配管に関する事項や容器の表示に関する事項、一定数量を超えない場合の取扱いや届出に関する事項について経過措置を設け、附則に規定する条例の一部改正を行うものであります。

なお、一般家庭向けにホームセンターや薬局等で販売されている物は、純度が低いため規制の対象にはならず、純度の高い物を多量に扱っている工場などは、秋田県内にはないとのことであります。

以上、議案第13号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (鎌田正君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第13号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第14号 財産の取得について」

日程第7「議案第15号 財産の取得について」

日程第8「議案第16号 財産の取得について」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (鎌田正君)

はい、堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

「議案第14号から第16号までの「財産の取得について」を一括してご説明申し上げます。

この3件の「財産の取得について」は、消防車両整備計画に基づく消防車両の購入であります。いずれも予定価格が2千万円を超えるため「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

始めに、「議案第14号 財産の取得について」をご説明申し上げます。

取得する財産は、協和分署に配備する「高規格救急自動車」1台であります。

協和分署に配備してある2B型救急自動車は、購入後9年しか経過しておりませんが、医療機関への搬送距離が秋田市など圏域外も含め広範囲に渡っており、また、高速道路で救急事案が発生した場合にも出動し対応していることから、走行距離が17万1千キロを超えております。

今般、救急救命士の養成・配属にも目処がついたことから、2B型に替え、新たに高規格救急自動車を配備しようとするものであります。

国内で高規格救急自動車の主要販売メーカーは、トヨタ自動車と日産自動車の2社であります。当組合が所有している救急車11台は全てトヨタ社製であり、車両の耐久性、構造装置の堅牢、さらに走行性と操作性は、職員からも定評があるところであります。

また、当組合の救急車11台のうち3台は高規格救急自動車であり、救命事案が発生した場合は、2B型救急車とランデブーやドッキングで救命対応しているのが現状であります。

日産車にすると、車両と担架の構造上、トヨタ車の救急車からストレッチャーの載せ替えができず、救命対応に支障が生じることから、県内においてトヨタ社製救急車を販売している唯一の代理店である「秋田トヨタ自動車」と、3千202万5千円で

随意契約をしようとするものであります。

次に、「議案第15号 財産の取得について」をご説明申し上げます。

取得する財産は、西仙北分署に配備する「CD - 型消防ポンプ自動車」1台であり、購入後14年が経過し、老朽化が著しいうえ、車両部品の調達も難しくなってきたことにより更新しようとするものであります。

山林火災や車両火災など、水利確保の困難な場所での初期消火態勢を確立するために、600リットルの水槽と、消火薬剤を泡状にして放射させるキャブ装置を備えたものを購入しようとするものであります。

議案説明資料5ページのメーカー名と業者名の一覧表をご覧願います。

消防車両を製造している主要メーカーは、日本ドライケミカル・モリタ・日本機械工業・ジーエムいちはら工業の4社であり、いずれもシャシ・ぎ装・無線装置等の一括発注が可能であり、耐久性・信頼性・操作の利便性に大差はございません。

この4つのメーカーの販売代理店の中から、秋田市以南の6社を選定し、6月7日に指名競争入札を行った結果、湯沢市の株式会社高義商会と、こちらはモリタの代理店でございますけれども、金額3千244万5千円で購入契約を締結しようとするものであります。

次に、「議案第16号 財産の取得について」をご説明申し上げます。

取得する財産は、角館消防署に配備する災害対応特殊消防ポンプ自動車1台であります。

現在、角館消防署に配備されている救助工作車は配備後18年が経過しており、老朽化が進んだことにより更新しようとするものであります。

角館消防署管内の面積は当管内の半分以上を占め、田沢湖・玉川地区を抱えているため、山岳救助事案も多数発生しております。

また、角館や田沢湖の観光地も抱え交通事故等も多く発生しており、救助工作車が救急車とペアで出動し事案対応にあたっておりますし、車両火災の危険がある場合は、さらに消防ポンプ自動車を出動させる必要があり、勤務員が少ない角館消防署にとっては、負担が大きいものであります。

これらを解消するため、救助用資機材や山岳救助用器具を搭載し、ポンプ車の機能も兼ね添えた「災害対応特殊消防ポンプ自動車」1台を新たに購入しようとするものであります。

このような特殊消防車両の製造主要メーカーは、日本ドライケミカル・モリタ・日本機械工業・平和機械・ジーエムいちはら工業の5社であり、いずれもシャシ・ぎ装・無線装置等の一括発注が可能であり、耐久性・信頼性・操作の利便性に大差はございません。

この5つのメーカーの販売代理店の中から、故障時にも迅速な対応が可能な秋田市以南の6社を選定し、6月7日に指名競争入札を行った結果、秋田市の株式会社相場商店と、金額6千300万円で購入契約を締結しようとするものであります。

以上、議案第14号から第16号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(鎌田正君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第14号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第15号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第16号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第17号 平成24年度 大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」

日程第10「議案第18号 平成24年度 大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)」

日程第11「議案第19号 平成24年度 大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)」の3件を一括議題といたします

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長

(堂本義則君)

はい、議長。

議長

(鎌田正君)

はい、堂本管理課長。

管理課長

(堂本義則君)

それでは、議案第17号から第19号までの平成24年度6月補正予算について、ご説明申し上げます。

議案説明資料6ページの総括表をご覧ください。

平成24年度最初となる今回の補正予算につきましては、一般会計が175万3千円、角間川更生園特別会計が497万1千円、介護保険特別会計が8,779万1千円のいずれも増額で、合計では9,451万5千円の増額となり、補正後の予算総額を187億4,895万4千円とするものであります。

はじめに、議案第17号 平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。議案説明資料は7ページとなります。

今回の補正は、総務費は増額、消防費については組替補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万3千円を増額し、補正後の総額をそれぞれ26億6,771万5千円とするものであります。

予算の内容について歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページをご覧ください。

7款繰越金は、175万3千円の増額であり、歳出の総務費が増額となったことにより、前年度繰越金も同額を増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は7ページとなります。

2款総務費は175万3千円の増額であります。社会福祉法人水交会への派遣職員1名が平成23年度末をもって早期退職したことから、退職手当にかかる総合事務組合負担金に特別負担が生じたことから、予算措置をお願いするものであります。

5款消防費は組替補正であります。新規採用職員の採用辞退や病気怪我等による休職、救急救命士の病院研修期間が重なったことによる人員不足への対応のため、元消防職員5名を臨時職員として雇用しており、そのための賃金及び社会保険料を、人件費と電話料に見込まれる不用額を組み替えて計上するものであります。

次に、議案第18号 平成24年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書は10ページ、議案説明資料は8ページとなります。

今回の補正は、事務費、共同生活援助事業費について増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ497万1千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ2億7,432万2千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は15ページをご覧ください。

1款自立支援費は、462万4千円の増額であります。これは平成23年度まで実施していた「福祉・介護人材の処遇改善事業」における助成金相当分が平成24年度からは自立支援費の中の処遇改善加算として新たに創設されたことによるものであります。

6款繰越金は、34万7千円の増額であります。これは、歳出に計上しました建物

登記料、新規導入するシステムリース料の財源の一部として、前年度繰越金を充当するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は16ページとなります。

1款事務費は、468万9千円の増額であります。歳入で説明しました処遇改善加算を財源として、臨時職員に一時金として支給する賃金及び社会保険料を予算措置するものであります。なお、この加算について示された時期が今年度4月となったことから補正予算での対応となったものであります。さらに、平成25年度からの法人運営移行に向けた経費として、財産譲与のための建物登記料と、法人で新たに導入する支援費請求・法人会計システムと同じものを導入するための借り上げ料を計上しております。

3款共同生活援助事業費についても1款事務費と同様に、グループホーム世話人に一時金として支給する賃金等を予算措置するものであります。

次に、議案第19号 平成24年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書は17ページから、議案説明資料は9ページとなります。

今回の補正は、総務費と諸支出金を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,779万1千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ158億691万7千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は22ページとなります。

8款繰越金は、8,779万1千円の増額であり、総務費、諸支出金にそれぞれ計上した介護保険システム改修費と支払基金返還金の財源として、前年度繰越金を充当するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は23ページとなります。

1款総務費は393万8千円の増額であります。これは住民基本台帳法が改正され、外国人住民が台帳に組み入れられることから、現在稼働している介護保険システムもそれに対応させる必要があり、その改修費を計上するものであります。

7款諸支出金は8,385万3千円の増額であり、平成23年度の精算にかかる社会保険診療報酬支払基金への返還金を予算措置するものであります。

返還金の内訳であります。介護給付費分が7,907万3,751円、地域支援事業分が477万9,401円となっております。

以上、議案第17号から第19号までの平成24年度6月補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（鎌田正君）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第17号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第18号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第19号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会の日程は全て終了いたしました。

これにて、平成24年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

引き続き、議員全員協議会を開催いたしますが、暫時休憩いたします。

2時50分より全員協議会を開会いたします。